

規制・制度改革に関する分科会の設置について

平成 23 年 9 月 15 日
行政刷新会議

1. 「行政刷新会議の設置について」（平成 21 年 9 月 18 日閣議決定）5 に基づき、規制・制度改革に関する検討を行うため、規制・制度改革に関する分科会（以下、「分科会」という。）を設置する。
2. 分科会の構成員は、議長が指名する。
3. 分科会長は、構成員の中から、議長が指名する。
4. 分科会長代理は、構成員の中から、分科会長が指名する。
5. 分科会において配布された資料は、原則として、公表する。
6. 分科会の議事概要を公表する。
7. 必要に応じ、特定の分野に関する調査・検討を行うため、分科会にワーキンググループを設置する。各ワーキンググループの構成員は、分科会長が指名する。
8. 前各項に定めるもののほか、分科会及びワーキンググループの運営に関する事項その他必要なことは、分科会長が定める。